



令和2年11月27日 資料No.1-2  
総務常任委員会

令和2年11月20日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会

会長 山本



区議会議員の期末手当の額並びに区長、副区長及び  
教育委員会教育長の期末手当の額について（答申）

令和2年7月8日付2港総総第931号により、本審議会に対し  
諮問を受けた事項のうち、区議会議員の期末手当の額並びに区長、  
副区長及び教育委員会教育長の期末手当の額について、別紙のとおり  
審議結果を答申します。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和2年（2020年）11月20日

## 1 はじめに

本審議会は、令和2年7月8日、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

今般、令和2年10月23日の特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）で、民間従業員との給与の比較結果に伴い、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）のうち期末手当の支給月数の引下げが示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等について審議し、答申することとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、現下の社会経済情勢、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与えている影響を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

なお、今回の特別区人事委員会勧告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特別給についてのみ勧告が行われ、月例給については「別途必要な報告・勧告を予定」としている。

そのため、本審議会においても、月例給の報告・勧告が出され次第、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額の適否等について審議することとした。

## 2 区議会議員及び特別職の期末手当の現状

区議会議員及び特別職の期末手当の支給月数は、4.00月であり、各支給月の内訳は次のとおりとなっている。

支給月	6月	12月	3月	合計
支給月数	1.825月	1.925月	0.25月	4.00月

## 3 区議会議員及び特別職の報酬等を取り巻く諸状況

### (1) 社会経済動向について

景気動向に関し、内閣府月例経済報告によると、令和2年2月には「輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。」とされていたが、3月には「新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」とされている。その後、7月には「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされ、10月には「新型コロナウイルス感染症の影響に

より、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

## (2) 特別区人事委員会勧告について

令和2年10月23日の特別区人事委員会勧告の主な内容と職員の改定の状況

特別区人事委員会勧告の内容は、公民比較の結果を踏まえ、職員の特別給が民間従業員の特別給を上回っていた0.05月の較差を解消するため、職員の年間の支給月数を0.05月引き下げ、期末手当から差し引くこととする、いうものであった。

なお、月例給については「別途必要な報告・勧告を予定」としている。

区は、この勧告を踏まえ、職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会勧告どおりの内容で職員の特別給（期末手当）の支給月数を改定する条例案を区議会に提出する準備を進めている。

## (3) 港区の状況について

区の人口は、令和2年11月1日現在、約25万9,500人で、前年と比較して約1,000人減少している。平成8年以降継続して増加してきた人口は、令和2年5月から新型コロナウイルス感染症に起因すると思われる減少傾向が続いている。

区の歳入の根幹を成す特別区税は、令和元年度決算においては、人口の増加、雇用・所得環境の改善等による特別区民税の増加等により、前年度比78億円、9.9%増の862億円となっている。

地方公共団体の財政の弾力性を示す総合的な指標であり、財政の自由度や弾力性を示す経常収支比率は、特別区税等の経常的な一般財源の増加により、令和元年度は前年度比2.2%減の70.1%となっている。一般的に適正な水準といわれている70%から80%の水準に位置し、特別区全体の平均値である79.1%と比較しても低い数値であることから、区の財政は他区と比較して弾力的であるといえる。また、地方公共団体の財政力を判断する指標であり、数値が大きいほど財源に余裕があることを示す財政力指数は、1.27となっている。特別区全体の平均値である0.54と比較しても高い数値であることから、区の財源は他区と比較して余裕があるといえ、経常収支比率、財政力指数ともに、高い財政力が示されているといえる。

しかしながら、今後の歳入の見通しについては、新型コロナウイルス感染症に起因すると思われる人口減少を含め、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の根幹を

成す特別区税の大半を占める特別区民税が大幅に減収すると見込んでいる。区は、平成20年のリーマン・ショックに伴う景気後退時には3年連続となる総額約180億円、最大で対前年度比72億円、約12%の税収減を経験しており、今回もこのような減収局面が複数年続くと想定している。

その一方で、産業振興センター及び芝浜小学校の整備、赤坂中学校等の改築など、令和3年度及び令和4年度の2年間で450億円を超える施設整備を予定している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区民生活及び地域経済の回復や、オンライン、キャッシュレス決済の拡充などの新たな時代に対応した行政サービスへ転換するとしている。

さらに、区は、令和2年10月に政令指定を受けて児童相談所設置市となり、令和3年4月に児童相談所を開設する。児童相談所設置市事務として、里親認定、保育園の認可、知的障害の有無や程度の判定などの役割を担い、子どもに関わる様々な問題に対して、切れ目のない一貫した支援に全庁を挙げて取り組むこととしている。

このように、区政を取り巻く情勢が激変する中、区は安定した質の高い行政サービスを提供し続けるため、経常的経費の節減や国、東京都の補助金の活用等、あらゆる手法で財源を確保し、区民生活や地域経済を支援するために必要な施策に重点的かつ効果的に活用することで、令和3年度からの新たな基本計画における、区民とともに描いた港区の未来の姿である目指すべきまちの姿「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持つまち・港区」の実現に向けて取り組むとしている。

#### (4) 職責の重要性について

新型コロナウイルス感染症により、人々の日常生活の行動変容が求められ、区民生活や地域経済に極めて深刻な影響を及ぼしている。

これに対して区は、最も身近な自治体として、区民生活や地域経済を守るため、新型コロナウイルス感染症対策の拠点である保健所において、早い段階で多様な選択肢の中から速やかにPCR検査を実施できる体制の構築や精神的な不安等を相談できる新型コロナこころのサポートダイヤルの開設、感染症専門アドバイザーの配置を行った。

また、国の特別定額給付金に加えて、区独自の緊急対策として、中小企業者への特別融資あっせん、総額10億円のプレミアム付区内共通商品券の発行、高齢者買い物支援、妊産婦等へのマスクの提供、ひとり親支援家庭へのエンジョイ・ディナー事業、町会等関係団体応援金など、合計で約416億円の補正予算を組み、迅速かつ積極的に取り組んでいる。

区財政の厳しい状況が見込まれる中、区は、いかなる状況下にあっても、あらゆる手法で財源を確保し、また、業務効率化の徹底などにより、区民サービスの質を下げるこ

となく提供するとともに、行政手続等のオンライン、キャッシュレス化等、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新しい生活様式の実践等、社会変化を的確にとらえ、迅速かつ積極的・戦略的な政策の立案、実施を行う必要がある。

そのため、行政運営と執行機関の最高責任者としての区長をはじめとした特別職は、より一層高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要性を増している。

区議会議員については、本会議、委員会等議会活動を通して執行機関のチェック機能を果たすとともに、新型コロナウイルス感染症がもたらした不安からくる区民要望への対応など、住民福祉の向上に向けて担う役割と職責はますます重要なものとなっている。

#### 4 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、特別区人事委員会、東京都人事委員会及び人事院の勧告を参考としながら、これまでの職員の給与改定と区議会議員及び特別職の報酬等の改定の推移、他区の区議会議員及び特別職の報酬等の支給状況、区の財政状況、区議会議員及び特別職の職責の重要性などを踏まえ、慎重に審議を行った。

コロナ禍において区の業務は増加し、区民生活や地域経済を支援するために奮闘していることを鑑みると、心情的に今回は据置きとし、答申せずに引き続き審議してもよいのではないかとの意見があった。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本全体が厳しい状況にあり、港区においても、景気悪化に伴う区民、商店、医療機関等の収入減など、区民の生活に深刻な影響が出ていることを踏まえ、勧告どおり引き下げるべきという意見が多数あった。

これらの審議を踏まえ、コロナ禍における厳しい社会経済情勢や国民全員で痛みを分かち合うという観点から、特別区人事委員会勧告に準じて、区議会議員及び特別職の期末手当をそれぞれ引き下げるのが妥当であるとの結論に至った。

##### (1) 区議会議員の期末手当について

###### ア 改定額

期末手当を0.05月引き下げる。

###### イ 実施時期

条例の公布の日

##### (2) 特別職の期末手当について

###### ア 改定額

期末手当を0.05月引き下げる。

###### イ 実施時期

条例の公布の日

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長           山 本       隆

会長職務代理 野 尻 三重子

委 員           臼 井 浩 之

委 員           木 村 暖 子

委 員           郡 司 知 志

委 員           関       喜和子

委 員           寺 西 伸 政

委 員           南       かほる

委 員           宮 城 昭一郎

委 員           吉 野       茂